

資治通鑑 第 213 卷

【唐紀二十九】 起柔兆攝提格，盡昭陽作噩，凡八年。

■唐、**突厥**突厥、統国訳漢文大成 経子史部 第 12 卷 176p

玄宗至道大聖大明孝皇帝中之上開元十四年（丙寅，726年）

■**契丹****[契丹・奚に婚姻慰撫]**春，正月，癸未(19)，更に契丹の松漠王の**李邵固**を立てて廣化王と為し，奚の饒樂王の**李魯蘇**を奉誠王と為す。上の從甥の**陳氏**を以て**東華公主**と為し，邵固に妻あわす。**成安公主**（中宗の女、韋捷に下嫁す）之女の**韋氏**を以て**東光公主**と為し，**魯蘇**に妻あわす。

■**[五禮の刪改施行]**張説は奏す、

「今之五禮は、貞觀、顯慶に兩たび曾て修纂し、前後は頗る同じからず有り、其の中或は未だ折衷せず。望むらくは學士等と古今を討論し、刪改し施行せん。」

制して之に従う。

■**[梁大海討伐]**邕州の封陵（本、山峒、広西省南寧道邕寧県の東北百里、現・広西チワン族自治区南寧市邕寧区）の獠の**梁大海**等は賓（漢の領方県地、鬱林郡に属す。梁は領方郡を置く。隋は郡を廢して県と為し鬱州に属す。唐の初めに南方州に属す。貞觀五年に分けて賓州。廣西省南寧道賓陽県。現・南寧市賓陽県）、**横州**（漢の廣鬱高梁県の地、江左は寧浦郡を置く、隋は郡を廢して県と為し、鬱州に属す、唐初に簡州を分置し、貞觀八年に改めて横州と曰う。現・南寧市横州市）に據りて反す。二月，己酉(45)，内侍の**楊思勳**を遣わして兵を發して之を討たしむ。

■**[張説の影響]**上は河南尹の**崔隱甫**を召して、之を用いんと欲し、中書令の**張説**は（12-177p）其の文無きを薄んじ、奏して金吾大將軍に擬す。前殿中監の**崔日知**は素より**説**と善く、**説**は薦して御史大夫と為す。上は従わず。丙辰(52)，**日知**を以て左羽林大將軍と為し、丁巳(53)，**隱甫**を以て御史大夫と為す。**隱甫**は是に由りて**説**と隙有り。

■**[張説の権勢]****説**は才智有り而るに賄を好み、百官は事を白すに合わざる者有れば、好みて之を面折し、叱罵するに至る。御史中丞の**宇文融**（既に風憲の地に居り、又た戸部に貳たり。故に其の権重きを患う）之人と為りを惡み、且つ其の権重きを患い、**融**の建白する所は、多く之を抑える。中書舍人の**張九齡**は**説**に言つて曰く、

「**宇文融**は恩を承けて事を用い、辯給にして權數多し、備えざる可からず。」

説は曰く、

「鼠輩は何ぞ能く為さん！」

夏，四月，壬子(48)，**隱甫**、**融**及び御史中丞の**李林甫**は共に**説**を奏彈し、

「術士を引きて星を占い、私に徇いて僭侈し、賄賂を受納す。」

源乾曜及び刑部尚書の**韋抗**、大理少卿の**明珪**に敕して**隱甫**等と同じく御史台に於いて之を鞠す。**林甫**は、**叔良**（高祖の從父弟）之曾孫なり。**抗**は、**安石**（武后・中宗に歴事し、開元の初めに貶せられて死す）之從父の兄の子也。

■**[李元紘を相と為す]**丁巳(53)，戸部侍郎の**李元紘**を以て中書侍郎、同平章事と為す。**元紘**は清儉を以て著わる、故に上は用いて相と為す。

■**[帝は張説を許す]****源乾曜**等は**張説**を鞠し、事は頗る状有り、上は**高力士**をして**説**を視使め、**力士**は還りて奏す、

「**説**は蓬首垢面（乱れた髪と垢にまみれた顔）し、蒿を席とし、食は瓦器を以てし、惶懼して罪を待つ。」

上は意に之を憐む。**力士**は因りて**説**が國に功有りと言ひ、上は以て然りと為す。庚申(56)，但だ**説**の中書

令を罷め、餘は故の如し。

■**[岐王の范の薨去]**丁卯(3)、太子の太傅の岐王の范は薨じ、**惠文太子**と贈諡す。上は之が為に膳を撤すること累旬、百官は上表して固く請い、然る後に常に復す。

■丁亥(23)、太原尹の**張孝嵩**は奏す、

「**李子嶠**なる者有り、自ら**皇子**と稱し、潞州に生まれると雲い、母は**趙妃**と曰う。」

上は命じて之を杖殺せしむ。

■**[突厥[突厥防備に五軍設置]**辛丑(37)、定(北平軍)、恆(恒陽軍)、莫(唐興軍)、易(高陽軍)、滄(横海軍)の五州に於いて軍を置き以て突厥に備える。

■**[武惠妃を皇后とせず]**上は**武惠妃**を以て**皇后**と為さんと欲し、或は上言す、

「**武氏**は乃ち天を戴かざる之仇なり、豈に以て國母と為す可けんや！人間(世間)は盛んに言う、**張説**は后を立てる之功を取り、更に入りて相となる之計を圖らんと欲す。且つ**太子**は**惠妃**の生む所に非ず、**惠妃**も復た自ら子有り、若し宸極に登れば、**太子**は必ず危うからん。」

上は乃ち止む。然れども宮中の禮秩は、一に**皇后**の如し。

■**[人口 41499712 人]**五月、癸卯(39)、戸部は奏す、

「今歳、戸は七百六萬九千五百六十五、口は四千一百四十一萬九千七百一十二なり。」(漢は5000万人)

■秋、七月、河南、北は大水となり、溺死者は千を以て計る。(12-177p)

■八月、丙午(42)朔、魏州は言う、

「河溢れる。」

■**[龜茲の安西都護府復活]**九月、己丑(25)、安西副大都護、磧西節度使の**杜暹**を以て同平章事とす。**王孝傑**が四鎮(205 卷長寿元年にあり)を克復するより、復た龜茲に於いて安西都護府を置き、唐兵三萬を以て之に成せしむ、百姓は其の役に苦しむ。都護と為る者は、惟だ**田揚名**、**郭元振**、**張嵩**及び**暹**は皆な善政有り、人の稱する所と為る。

■冬、十月、庚申(56)、上は汝州の廣成湯に幸す。己酉(45)、宮に還る。

■十二月、丁巳(53)、上は壽安に幸し、方秀川に獵す。壬戌(58)、宮に還る。

■**[梁大海を生擒とす]****楊思勳**は反獠を討ち、**梁大海**等三千餘人を生きて擒とし、斬首は二萬級而して還る。

【渤海との対立と融和】

■**[黑水靺鞨]**是の歳、**黑水靺鞨**(黑竜江省流域)は遣使して入見し、上は其の國內(統は國)を以て**黑水州**とし、仍ほ為に**長史**(長吏とすべし)を置いて以て之に鎮せしむ。

■**[渤海[渤海の大門藝の亡命]**勃海靺鞨の**王武藝**は曰く、

「**黑水**は入唐し、道は我が境に由る。往者に**吐屯**(突厥が附従の國に置く)を突厥に請い、先に我に告げるに我と偕に行けり。今我に告げず而して吏を唐に請うは、是れ必ず唐と合い謀り、腹背我を攻めんと欲する也。」

其の母の弟の**門藝**を遣わして其の舅の**任雅**と兵を將いて**黑水**を撃たしむ。**門藝**は嘗て唐に質子と為り、諫めて曰く、

「**黑水**は吏を唐に請い、而して我は其の故を以て之を撃つは、是れ唐に叛する也。唐は、大國也。昔高麗の全盛之時、強兵三十餘萬、唐命に遵わず、地を掃いて遺るは無し(太宗高宗の時期にあり)。況んや我が兵は

高麗の什之一二に及ばず、一旦唐と怨みを為せば、此れ亡國之勢い也。」

武藝は従わず、強いて之を遣る。**門藝**は境上に至り、復た書を以て力諫す。**武藝**は怒り、其の従兄の**大壹夏**を遣わして之に代わりて兵を將いしめ、召して、之を殺さんと欲す。**門藝**は衆を棄て、問道して來奔し、制して以て左驍衛將軍と為す。**武藝**は遣使して**門藝**の罪状を上表し、之を殺さんと請う。上は密に**門藝**を遣わして安西に詣らしむ。其の使者を留め、別に遣わして報じて雲う、

「已に**門藝**を嶺南に流す。」

武藝は之を知り、上表して稱す、

「大國は當に人に示すに信を以てすべし、豈に此の欺誑を為すを得んや？」

固く**門藝**を殺すを請う。上は鴻臚少卿(唐の九寺には皆少卿二人有り。鴻臚は四夷の客を掌る、故に漏洩を以て罪と為す)の**李道邃**、**源復**が官屬を督察する能わず、漏洩有るを致すと以い、皆な坐して左遷す。暫く**門藝**を遣わして嶺南に詣らしめ以て之を報ず。

■ **[唐の賞罰の不資格]** 臣光曰く、王者の四夷を服する所以は、威信而して已む。**門藝**は忠を以て罪を獲、自ら天子に歸す。天子は當に其の枉直を察し、**門藝**を賞し而して**武藝**を罰すべし、政を為す之體也。縦い討つ能わずとも、猶ほ當に正に**門藝**之無罪を以て之に告ぐべし。今明皇は威は**武藝**を服す能わず、恩は**門藝**を庇う能わず、顧って小人に效いて欺誑之語を為し、以て困を小國に取り、乃ち鴻臚之漏洩するを罪すは、亦た羞ず可からず哉！(12-179p)

■ **[突騎施可汗の蘇祿の入寇と入貢]** 杜暹は安西都護と為り、突騎施の**交河公主**(金河公主×、阿史那懷道の女)は牙官を遣わして馬千匹を以て安西に詣りて互市す。使者は公主の教を宣し、暹は怒りて曰く、

「阿史那の女は何ぞ教を我に宣するを得るや？」

其の使者を杖ち、留めて遣らず。馬は雪を経て死して盡く。突騎施可汗の**蘇祿**は大いに怒り、兵を發して四鎮を寇す。會々暹は入朝し、**趙頤貞**は代わりて安西都護と為り、城を嬰して自ら守る。四鎮の人畜儲積は、皆な**蘇祿**の掠める所と為り、安西は僅かに存す。既に而して**蘇祿**は暹が入りて相たるを聞き、稍く引きて退き、尋いで遣使して入貢せしむ。

玄宗至道大聖大明孝皇帝中之上開元十五年（丁卯，727年）

【吐蕃を青海に撃退】

■ **吐蕃** **[吐蕃を撃破]** 春，正月，辛丑(37)，涼州都督の**王君ちやく夔**は吐蕃を青海之西に破る。

■ **吐蕃** **[吐蕃と和親するや否や]** 初め、吐蕃は自ら其の強きを恃み、書を致す(211 卷開元二年にあり)に敵國の禮を用い、辭指は悖慢なり、上の意は常に之を怒る。東封より返るや、**張説**は上に言つて曰く、

「吐蕃は無禮なり、誠に宜しく誅夷すべし、但だ兵を連ねること十餘年、甘、涼、河、鄯は、其の弊に勝たず、師は屢々捷つと雖も、得る所は亡う所を償わず。其の過ちを悔い和を求めるを聞く、願わくは其の款服を聽し、以て邊人を紓くすべし。」

上は曰く、

「吾が**王君夔**と之を議するを俟つべし。」

説は退き、**源乾曜**に謂つて曰く、

「**君夔**は勇に而るに謀無きなり、常に僥倖を思う、若し二國が和親すれば、何を以て功と為すや！吾が言

は必ず用いられず矣。」

君夔が入朝するに及び、果たして深く入りて之を討たんと請う。

■**吐蕃**[王君夔は吐蕃を青海に破る]去る冬、吐蕃の大將の**悉諾邏**は大斗谷を寇し、甘州に進攻し、焚掠し而して去る。君夔は其の兵の疲れるを度り、兵を勅して其の後を躡む。會々大雪し、虜の凍死者は甚だ衆く、積石軍(廓州達化県の内にあり。本は靜邊鎮。儀鳳二年に軍と為す。東に黄沙戍有り。甘肅省西寧道貴徳県、現・青海省海北チベット族自治州貴徳県)より西に歸る。君夔は先ず人を遣わして間道して虜境に入り、道旁の草を焼く。悉諾邏は大非川に至り、土馬を休めんと欲し、而るに野草は皆な盡き、馬の死すること過半なり。君夔は秦州都督の**張景順**と之を追い、青海之西に及び、冰に乗り而して度る。悉諾邏は已に去り、其の後軍を破り、其の輜重羊馬萬計を獲り而して還る。君夔は功を以て左羽林大將軍に遷り、其の父の**壽**を拜して少府監致仕と為す。上は是に由りて益々邊功を事とす。

■**新渠工事の失敗**初め、洛陽の人の**劉宗器**は上言す、

「請う汜水の舊の汴口を塞ぎ、更に滎澤(隋の開皇四年に滎陽を分けて廣武県を置く。仁壽元年に滎澤と改める。鄭州に属す。河南省開封道、現・開封市)に於いて河を引きて汴に入れん」

宗器を擢んで左衛率府胄曹と為す。是に至り、新渠は填塞して通じず、宗器を貶して循州の安懷戍主と為す。將作大匠の**范安**に命じて及び河南、懷、鄭、汴、滑、衛の三萬人を發して舊渠を疏せしめ、旬日に而して畢る。

■**崔隱甫・宇文融・張説の処分**御史大夫の**崔隱甫**、中丞の**宇文融**は、右丞相の**張説**の復た用いられることを恐れ、數々奏して之を毀り、各々朋黨を為す。上は之を惡み、二月、乙巳(41)、制して説は致仕し、隱甫は官を免じて母に侍し、融は出でて魏州刺史と為る。(12-180p)

■乙卯(51)、制す、

「諸州の逃戸は、先ず勸農使の括定按比を経て後に復た逃げて來たる者有れば、到るに隨いて白丁(平民)の例に准じ當年の租庸を輸し、征役有れば先ず差(差違)すを得る(続は無し)。」

■**諸子を実は出さず**夏、五月、癸酉(9)、上は悉く諸子の慶王の**潭**等を以て州牧、刺史、都督、節度大使、大都護、經略使を領せしめ、實は外に出でず。(諸子を出さないのは反乱対策か)

■**十王の宅、百孫院**初め、太宗は晉王(治、高宗)を愛し、閣を出で使めず。豫王も亦た武后の少子なるを以て閣を出でず、皇嗣より相王と為るに及び、始めて閣を出る。中宗之世、譙王(重福)は愛を失うを以て(続は無し)、外州に謫居す。溫王(重茂)は年十七、猶ほ禁中に居り。上は即位し、苑城(朱雀街の東の第五街、安国寺有り。寺の東に苑城に附きて大宅を為り、分けて十王を居らしむ。慶・忠・棟・鄂・榮・儀・台・顯・永・濟の十王。後に盛・壽・陳・豐・常・涼の六王も又た封に就きて内宅に入る、十六宅と為す)に附きて十王の宅を為り、以て皇子を居らしむ、宦官は之を押し、夾城に就きて起居に參す(動靜安否を伺候する)、是より復た閣を出でず。府を開き官屬を置き及び藩鎮を領すると雖も、惟だ侍讀は時に入りて書を授けるのみ、自餘の王府の官屬は、但だ歲時に名を通じて起居するのみ。其の藩鎮の官屬も、亦た名を通じず。諸孫の浸く多きに及び、又(不×)た百孫院を置く。太子も亦た東宮に居らず、常に乘輿の幸する所之別院に在り。

■**宮中養蚕の奨励**上は妃嬪以下に命じ宮中に蠶を育てしめ、之をして女功を知らしめんと欲す。丁酉(33)、夏至、貴近に絲、人ごとに一緡(唐令に綿六兩を屯と為し、絲五兩を絢と為し、麻三斤を緡と為す。未だ絲緡の如何を知らず)を賜る。

■秋、七月、戊寅(14)、冀州の河は溢れる。

■己卯(15), 禮部尚書の許文憲公の蘇頌は薨ず。

【涼州の吐蕃侵入と突厥】

■吐蕃[吐蕃は玉門を落とせず]九月, 丙子(12), 吐蕃の大將の悉諾邏、恭祿及び燭龍莽布支は攻めて瓜州を陥し, 刺史の田元獻及び河西節度使の王君奐之父(王壽、少府監事致仕を以て郷里に居る)を執り, 進みて玉門軍(肅州の西二百里に在り。甘肅省安肅道玉門県、現・酒泉市玉門市)を攻める。虜する所の僧伽を縦ちて涼州に歸らしめ, 君奐に謂って曰く、

「將軍は常に忠勇(忠通×)を以て國に許す, 何ぞ一戰せざるや！」

君奐は城に登り西を望み而して泣き, 竟に敢えて兵(不×)を出さず。莽布支は別に常樂縣(瓜州に属す。魏の宜禾郡、前涼の涼興県の地。武徳五年に常樂縣を置く。甘肅省安肅道安西県の西、現・酒泉市瓜州県)を攻め, 縣令の賈師順は衆を帥いて拒み守る。瓜州が陥るに及び, 悉諾邏は兵を悉くして會して之を攻める。旬餘日にして, 吐蕃の力は盡き, 克つ能わず, 人をして説きて之を降ら使む。従わず。吐蕃は曰く、

「明府は既に降らざれば, 宜しく城中の財を斂めて相い贈るべし, 吾は當に退くべし。」

師順は士卒の衣を脱せんと請う。悉諾邏は財無きを知り, 乃ち引き去り, 瓜州城を毀る。師順は遽に開門し, 器械を収め, 守備を修める。虜は果たして復た遣騎を遣わして還り, 城中を視, 備え有るを知り, 乃ち去る。師順は, 岐州人也。

■[王君奐は回紇・契苾・思結・渾を制す]初め, 突厥の默啜之強き也, 迫りて鐵勒之地を奪い, 故に回紇、契苾、思結、渾の四部は磧を度りて徙りて甘、涼之間に居り以て之を避ける。王君奐が微なりし時, 四部を往來し, 其の輕んずる所と為る。河西節度使と為るに及びて, 法を以て之を繩す。四部は恥じ怨み, 密に遣使して東都に詣りて自ら訴える。(12-181p)君奐は遽に驛を發して奏す、

「四部は制し難し, 潜に叛計有り。」

上は中使を遣わして往きて之を察せしめ, 諸部は竟に直(冤枉を伸べる)するを得ず。是に於いて瀚海大都督の回紇の承宗を灑州に流し, 渾の大徳を吉州に流し, 賀蘭都督の契苾承明を藤州(漢の蒼梧・猛陵県の地。晋は永平郡を置く。隋は藤州を置く。廣西省蒼梧道藤県、現・梧州市藤県)に流し, 盧山都督の思結歸國を瓊州に流す。回紇の伏帝難を以て瀚海大都督と為す。己卯(15), 右散騎常侍の李令問を貶して撫州(現・江西省撫州市)別駕と為す, 其の子が承宗と交遊するに坐すが故也。

■突厥[突厥の二股]丙戌(22), 突厥の毘伽可汗は其の大臣の梅祿啜を遣わして入貢せしむ。吐蕃之瓜州を寇す也, 毘伽は書を遣り, 之と俱に入寇せんと欲し, 毘伽は並せて其の書を獻ず。上は之を嘉とし, 西受降城に於いて互市を為すを聽し, 毎歲縑帛數十萬匹を繼して就きて戎馬を市い, 以て軍旅を助け, 且つ監牧之種と為し, 是に由りて國馬は益々壯ん焉。

■回紇[吐蕃][回紇の護輸は王君奐を殺す]閏月, 庚子(36), 吐蕃の贊普は突騎施の蘇祿と安西城を圍み, 安西副大都護の趙頤貞は之を撃破す。回紇の承宗の族子の瀚海司馬の護輸は, 黨衆を糾合して承宗の為に仇を報いんとす。會々吐蕃は遣使して間道より突厥に詣り, 王君奐は精騎を帥いて之を肅州(隋の仁壽元年に甘州の福祿県を分けて肅州を置く。甘肅省安肅道酒泉県、現・酒泉市肅州区)に邀える。還り, 甘州の南の鞏筆驛(甘州張掖県の西南)に至り, 護輸の伏兵は突起し, 君奐の旌節を奪い, 先ず其の判官の宋貞を殺し, 其の心を剖きて曰く、

「始めて謀る者は汝也。」

君奐は左右數十人を帥いて力戦し, 朝より晡に至り, 左右は盡く死す。護輸は君奐を殺し, 其の屍を載せ

て吐蕃に奔る。涼州の兵は之を追及し、護輸は屍を棄て而して走る。

■庚申(56), 車駕は東都を發し, 冬, 十月(続により補充)、己卯(15), 西京に至る。

■**[君夔戦死後の体制]**辛巳(17), 左金吾衛大將軍の信安王の禕を以て朔方節度等副大使と為す。禕は, 恪(太宗の子)之孫也。朔方節度使の蕭嵩を以て河西節度等副大使と為す。時に王君夔は新たに敗れ, 河、隴は震駭す。嵩は刑部員外郎の裴寬を引いて判官と為し, 君夔の判官の牛仙客と俱に軍政を掌り, 人心は浸く安ず。寬は, 灌之從弟也。仙客は本は鶉觚(前漢の北地郡に属す県、後漢・晋には安定軍に属す。北魏は趙平郡を置く。北周は郡を廢し県を以て涇州に属す。故城は甘肅省涇原道靈台県、現・平涼市靈台県)の小吏なり, 才幹軍功を以て累遷して河西節度判官に至り, 君夔の腹心と為る。

■**[吐蕃蕭嵩は反間の計で悉諾邏を殺させる]**嵩は又た奏して建康軍(甘州の西北190里、酒泉市東部)使の河北(河北県は陝州に属す)の張守珪を以て瓜州刺史と為し, 餘衆を帥いて故城を築き、板干(続は板鞞、鞞は板^{わづか})は裁にわかに立つ。吐蕃は猝にわかに至り, 城中は相い顧みて色を失い, 鬥志有るもの莫し。守珪は曰く、「彼は衆、我は寡なり, 又(人×)た瘡痍之餘なり, 矢刃を以て相い持つ可からず, 當に奇計を以て勝ちを取るべし。」

乃ち城上に於いて置酒して樂を作す。虜は其の備え有るを疑い, 敢えて攻めず而して退く。守珪は兵を縦ちて之を撃ち, 虜は敗走す。守珪は乃ち城市を修復し, 流散を收合し, 皆な舊業に復す。朝廷は其の功を嘉し, 瓜州を以て都督府と為し, 守珪を以て都督と為す。悉諾邏の威名は(12-182p)甚だ盛んにして, 蕭嵩は反間を吐蕃に縦ち, 中國と通謀すと雲い, 贊普は召し而して之を誅す。吐蕃は是由り少しく衰える。

■**[吐蕃吐蕃迎撃態勢]**十二月, 戊寅(14), 制して吐蕃が邊患を為すを以て, 隴右道及び諸軍の團兵(府兵を廢し、一切の法を行い、民兵を團結する)五萬六千人, 河西道及び諸軍の團兵四萬人に令し, 又關中の兵萬人を征し臨洮に集め, 朔方の兵二萬人を會州に集め防秋せしめ, 冬に至りて初めて, 寇無く而して罷む。虜の入寇するを伺い, 互いに兵を出し腹背之を撃たしむ。

■乙亥(11), 上は驪山の温泉に幸す。丙戌(22), 宮に還る。

玄宗至道大聖大明孝皇帝中之上開元十六年(戊辰, 728年)

■**[吐蕃]**春, 正月, 壬寅(38), 安西副大都護の趙頤貞は吐蕃を曲子城に敗る。

■甲寅(50), 魏州刺史の宇文融を以て戸部侍郎と為し魏州刺史を兼ねしめ, 河北道宣撫使(ここに始まる)に充てる。

■**[獠の反乱]**乙卯(51), 春、瀧等州の獠の陳行范、廣州の獠の馮璘、何游魯は反し, 四十餘城を陷す。行范は帝を稱し, 游魯は定國大將軍と稱し, 璘は南越王と稱し, 嶺表に據らんと欲す。内侍の楊思勳に命じて桂州及び嶺北の近道の兵を發して之を討たしむ。

■丙寅(2), 魏州刺史の宇文融を以て汴州刺史を檢校せしめ, 河南北溝渠堤堰決九河使に充てる。融は請う、

「《禹貢》の九河の故道を用いて稻田を開き, 並びに陸運錢を回易し, 官は其の利を收めん。」

興役息まず, 事は多く就かず。

■**[張説は集賢院學士兼任]**二月, 壬申(8), 尚書右丞相の致仕の張説を以て集賢院學士を兼ねしむ。説は政事を罷め, 文史之任を専らにすと雖も, 朝廷は大事有る毎に, 上は常に中使を遣わして之を訪る。

■壬辰(28), 擴騎(前卷十三年にあり)を改めて左右羽林軍飛騎と為す。

■吐蕃[吐蕃を徹底的に破る]秋, 七月, 吐蕃の大將の悉末郎は瓜州を寇し, 都督の張守珪は撃ちて之を走らす。乙巳(41), 河西節度使の蕭嵩、隴右節度使の張忠亮は大いに吐蕃を渴波谷(青海の西)に破る。忠亮は之を追い, 其の大莫門城(九曲にあり)を抜き, 擒獲は甚だ衆く, 其の駱駝橋を焚き而して還る。

■八月, 乙巳(41), 特進の張説は《開元大衍歷》(僧一行は大衍の數を推し, 術を立てて以て氣朔及び日食に応じ, 以て新曆を造る)を上り, 之を行ふ。

■吐蕃[再度吐蕃撃破]辛卯(27), 右金吾將軍の杜賓客は吐蕃を祁連城(甘肅張掖県)の下に破る。時に吐蕃は復た入寇し, 蕭嵩は賓客を遣わして強弩四千を將いて之を撃たしむ。戦ふこと辰より暮に至り, 吐蕃は大いに潰え, 其の大將一人を獲る。虜は散じ走りて山に投じ, 哭聲は四合す。

■冬, 十月, 己卯(15), 上は驪山の温泉に幸す。己丑(25), 宮に還る。

■十一月, 癸巳(29), 河西節度副大使の蕭嵩を以て兵部尚書、同平章事と為す。

■[長征の兵の還期]十二月, 丙寅(2), 敕す、

「長征(長徴×)の兵は還期有る無く, 人情は堪だ難し。宜しく五番に分け, (12-183p)歳ごとに一番を遣りて家に還りて洗沐せしめ, 五年に勳に酬いて五轉すべし。」

■是の歳, 制して戸籍は三歳に一たび定め, 分けて九等と為す。

■[楊思勳の残酷]楊思勳は陳行范を討ち, 瀧州に至り, 之を破り, 何游魯を擒とす。馮璘・行范は雲際、盤遼の二洞に逃げ, 思勳は追捕し, 竟に生擒して, 之を斬り, 凡そ斬首は六萬。思勳の人と為りは嚴にして, 偏裨は事を白す者は敢えて仰視せず, 故に兵を用いるに向かう所功有り。然るに性は忍酷にして, 得る所の俘虜は, 或は生きて面皮を剥ぎ, 或は刀を以て髮際を髡ぎ, 頭皮を掣去す。蠻夷は之を憚る。

玄宗至道大聖大明孝皇帝中之上開元十七年(己巳, 729年)

■春, 二月, 丁卯(3), 嶺州都督の張守素は西南蠻を破り, 昆明(嶺州に属す、定筮、昆明市盤竜区)及び鹽城(昆明県に塩、鉄あり、城を築き以て之を衛る、故に名づける)を抜き, 殺獲は萬人なり。

■三月, 瓜州都督の張守珪、沙州刺史の賈師順は吐蕃の大同軍を撃ち, 大いに之を破る。

■吐蕃[唐は吐蕃の石堡城を奪取]甲寅(50), 朔方節度使の信安王の禎は吐蕃の石堡城を攻め, 之を抜く。初め, 吐蕃は石堡城を陥し, 兵を留めて之に據り, 河右を侵擾す。上は禎に命じて河西、隴右と同じく攻取を議せしむ。諸將は鹹な以為く、

「石堡は險に據り而して道は遠し, 之を攻めても克たざれば, 將に以て自ら還る無からんとす, 且く宜しく兵を按じて鬬を觀るべし。」

禎は聽かず, 兵を引いて深く入り, 急に攻めて之を抜き, 仍ち兵を分けて要害を據守し, 虜をして前むを得ざら令む。是より河隴の諸軍は游奕し, 境を拓くこと千餘里。上は聞き, 大いに悦び, 更めて石堡城を命じて振武軍と曰う。

■[試験制度改革]丙辰(52), 國子祭酒の楊場は上言(言×)して, 以為く、

「省司は奏し、天下の明經、進士の及第を限り, 毎年百人に過ぎず。竊に見るに流外の出身は, 毎歳二千餘人, 而るに明經、進士は其の什の一に居る能わず, 則ち是れ道業を服勤する之士は胥史之仕を得るに如かざる也。臣は恐る儒風浸く墜ち, 廉恥日々衰えんことを。若し出身の人太だ多しと以えば, 則ち應に諸色は裁損すべし, 應に獨り明經、進士を抑えるべからざる也。」

又た奏す、

「諸司(主司×)は明經を貼試するに、述作の本指を求めるを務めず、専ら知り難きを取り、問うに孤經の絕句或は年月日を以てす。請う今より並びに平文を貼せん。」

上は甚だ之を然りとす。(唐の士を取るの科には明經、進士有り。明經は先ず文を帖し、然る後に口づから經を試み、大義十條を問ひ、時務策三道を答える。文理通じるを以て、粗ぼ上上・上中・上下・中上凡そ四等と為し、及第と為す。凡そ進士は時務策五道を試し、一大經を帖す。經策全く通じるを甲第と為し、策四に通じ、帖四以上に過ぎるを乙第と為す。帖とは全文の中に於いて數語を帖出して以て士を試みるなり)

■夏、四月、庚午(6)、太廟に禘す。唐の初め、禘には則ち昭穆(宗廟や墓地の祖先の排列順序)を序し、禘には則ち各々其の室に祀る。是に至りて、太常少卿の韋縉等は奏す、

「此くの如くなれば、禘は常饗と異ならず。請う禘禘は皆な昭穆を序せん。」

之に従う。綏は、安石之兄の子也。

■[按察使復活]五月、壬辰(28)、復た十道(雍・同・華・商・岐・邠を京畿と為し、洛・汝を都畿と為す。十二年に諸道按察使を停む、今また置く)及び京、都兩畿の按察使を置く。(12-184p)

■[杜暹・李元紘は中枢を外される]初め、張說、張嘉貞、李元紘、杜暹は相い繼いで相と為り事を用いる、源乾曜は清謹を以て自ら守り、常に事を說等に譲り、唯だ諾して署名し而して已む。元紘、暹は事を議するに異同多く、遂に隙有り、更に相い奏列す。上は悦ばず、六月、甲戌(10)、黃門侍郎、同平章事の杜暹を荊州長史に、中書侍郎、同平章事の李元紘を曹州(現・山東省菏泽市曹県)刺史に貶し、乾曜の兼侍中を罷め、止だ左丞相と為す。(開元の初め尚書左右僕射を改めて左右丞相と為す。唐の初め僕射の職は統べざる所無し、是れ正に丞相なり。中宗人龍元年に至りて、豆盧欽望は専ら僕射と為り、敢えて政事に預からず。是の後に専ら僕射に拝する者は復た政事に知たらず、丞相の名有りとも雖も、復た唐の初めの丞相の職に非ず。今源乾曜が止だ丞相と為るは、是れ止だ尚書左僕射と為り、復た政事に預らざるなり)戸部侍郎の宇文融を以て黃門侍郎と為し、兵部侍郎の裴光庭を中書侍郎と為し、並びに同平章事とす。蕭嵩は中書令を兼ね、遙かに河西(節度使)を領す。

■[齊澣の左遷]開府の王毛仲は龍武將軍の葛福順と婚を為す。毛仲は上の信任する所と為り、言は従わざる無し、故に北門の諸將は多く之に付き、進退は唯だ其の指使のままにする。吏部侍郎の齊澣は間に乗じて上に言つて曰く、

「福順(萬騎を掌る)は禁兵を典る、宜しく毛仲と婚を為すべからず。毛仲は小人なり、寵過ぎれば則ち奸を生ず。早く之が所(統により補充)を為さざれば、恐らくは後患と成らん。」

上は悦んで曰く、

「卿が忠誠なるを知り、朕は徐ろに其の宜を思わん。」

澣は曰く、

「君は密ならざれば則ち臣を失う(易の太傅の言)、願わくは陛下は之を密にすべし。」

會々大理丞の麻察は事に坐して興州別駕に左遷される、澣は素より察と善し、城を出でて之を餞す、因りて禁中の諫語を道う。察の性は輕險にして、遽に之を奏す。上は怒り、澣を召して之を責めて曰く、

「卿は朕が密ならざるを疑い、而して以て麻察に語るは、詎ぞ密と為さん邪？且つ察は素より行い無し、卿は豈に知らざらん邪？」

澣は頓首して謝す。秋、七月、丁巳(53)、制を下す、

「澣、察は交々將相を構え、君臣を離間す、澣は高州の良徳(漢の合浦県の地。具は高涼郡を置く。陳は分けて務徳県を置く。後に改めて良徳と為す。広東省高雷道茂名県の東北七十里、現・茂名市)の丞となる可く、察は潯州(漢の布山の地。梁

は桂平郡を置く。隋は郡を廢して県と為す。又た阿林の地に於いて皇化県を置く。隋は廢して桂平に入る。貞觀七年に潯州を置き、桂平に治す。廣西省蒼梧道桂平県の西。又た皇化県を置き、これに属す。皇化県は今の桂平県の東、現・広西壯族自治区貴港市桂平市)の皇化の尉となる可し。」

■**[帝の誕生日]**八月，癸亥(59)，上は生日を以て百官を花萼樓下に宴す。左丞相の**乾曜**、右丞相の**説**は百官を帥いて上表す、

「請う毎歲八月五日を以て千秋節と為し，天下に佈き，咸な宴樂せ令めん。」

尋いで又た社(弧以来、社は戌の日を用いる)を移して千秋節に就く。

■**[張嘉貞は家産を營まず]**庚辰(16)，工部尚書の**張嘉貞**は薨ず。**嘉貞**は家産を營まず，其の田宅を市わんことを勧める者有り，**嘉貞**は曰く、

「吾は貴きこと將相と為り，何ぞ寒餒を憂えん！若し其の罪を獲れば，田宅有りと雖も，亦た用いる所無し。^{このごろ}比朝士を見るに廣く良田を占む，身没する之日，適々無頼の子弟の酒色之資と為すに足る，吾は之を取らざるなり。」

聞く者は之を是とす。

■辛巳(17)，敕して人間多く錢を盜鑄するを以て，始めて私に賣銅鉛錫及び銅を以て器皿を為るを禁ず。(12-185p)其の銅鉛錫を採る者は，官為に市取す。

■**[宇文融は百日で失脚]**宇文融の性は精敏，應對は辯給なり，財賦を治める(唐の玄宗の時、利孔を開くは宇文融より始まる)を以て幸を上^にに得たり，始めて廣(文×)く諸使を置き，競いて聚斂を為し，是に由り百官は浸く其の職を失い而して上の心は益々侈り，百姓は皆な之を怨苦す。人と為りは疏躁多言にして，好みて自ら矜伐し，相位に在るや，人に謂って曰く、

「吾をして此に居ること數月なら使めば，則ち海内は事無からん矣。」

信安王の**禕**は，軍功(石堡城を平らげる功)を以て上に寵有り，**融**は之を疾む。**禕**は入朝し，**融**は御史の**李寅**をして之を彈ぜ使め，所親に洩らす。**禕**は之を聞き，先ず以て上に白す。明くる日，**寅**の奏は果たして入り，上は怒り，九月，壬子(48)，**融**は坐して汝州刺史に貶せられ，凡そ相と為ること百日(六月甲戌より九月壬子の99日)而して罷む。是の後財利を言い以て貴仕を取る者，皆な**融**を祖とす。

■冬，十月，戊午(54)朔，日之を食する有り，盡きざること鉤の如し。(部分日食)

■**[宇文融は道に卒す]**宇文融は既に罪を得，國用は不足し，上は復た之を思い，**裴光庭**等に謂って曰く、「卿等は皆な**融**之惡きを言う，朕は既に之を黜く矣，今國用は不足し，將に之を若何せん！卿等は何を以(在×)て朕を佐けんや？」

光庭等は懼れ對える能わず。會々飛狀有り**融**の贓賄の事を告げる，又た平樂(漢の蒼梧郡浦の地。唐は昭州に属す。廣西省桂林道平樂県の南、現・桂林市平樂県)尉に貶す。嶺外に至りて歲餘，司農少卿の**蔣岑**は奏す、

「**融**は汴州に在りて官錢巨萬計を隱没す」

と，制して其の事を窮治しめ，**融**は坐して巖州(高宗調露二年に横貴州を分けて巖州を置く。巖岡の北にあるを以て名づける)に流され，道に卒す。

■**[地稅半分]**十一月，辛卯(27)，上は行きて橋、定、獻、昭、乾の五陵に謁す。(五陵に謁するは車駕經行の近遠先後を以て順序と為す)戊申(44)，宮に還る。天下に赦し，百姓は今年地稅は悉く其の半ばを蠲く。十二月，辛酉(57)，上は新豐の溫泉(驪山の溫泉)に幸す。壬申(8)，宮に還る。

玄宗至道大聖大明孝皇帝中之上開元十八年（庚午，730年）

■春，正月，辛卯(27)，裴光庭を以て侍中と為す。

■[官僚の春休み]二月，癸酉(9)，初めて百官をして春月に於いて旬休し，勝(名勝)を選びて行樂せ令む，宰相より員外郎に至るまで，凡そ十二筵，各々錢五千緡を賜わる，上は或は花萼樓に御し其の歸騎を邀えて留飲し，迭いに起ち舞わ使め，歡を盡くし而して去る。

■三月，丁酉(33)，復た京官に職田を給す。(職田を収めること前卷十年にあり)

■夏，四月，丁卯(3)，西京の外郭を築き，九旬に而して畢る。

■[人材登用と進級の問題]乙丑(1)，裴光庭を以て吏部尚書を兼ねしむ。是より先，選司は官を注するに，惟だ其の人之能否を視，或は不次に超遷し，或は下位に老い，出身二十餘年にして祿を得ざる者有り。又た，州縣も亦た等級無く，或は大より小に入り，或は初近(続は初久)後遠，皆な定制無し。光庭は始めて奏し用いること資格に循じ，(12-186p)各々官を罷めて若干選なるかを以て而して集め(官を罷めるの後、選を経ること凡て幾たびぞ、各々多少を以て次と為して吏部に集める)，官高き者は選少なく，卑しき者は選多く，能否を問う無し(胡三省曰く、此れ即ち北魏の停年格なり。循つて之を行ひ、今に至るまで猶ほ然り。才俊の士は常調に老いる者多しと)，選滿ちれば即ち注し，年を限りて級を躡み，逾越するを得る毋く，讒を追う者に非ざれば，皆な升有りて降らしむ。其の庸愚沉滞する者は皆な喜び，之を「聖書」と謂う，而して才俊之士は怨歎せざるは無し。宋璟は之を争えども得る能わず。光庭は又た流外の行署も亦た門下に過ぎて省審せ令む。

■吐蕃五月，吐蕃は遣使して書を境上に致して和を求める。

■契丹[契丹の可突干]初め，契丹王の李邵固は可突干を遣わして入貢し，同平章事の李元紘は焉を禮せず。左丞相の張説は人に謂つて曰く、

「奚、契丹は必ず叛せん。可突干は狡に而して很み，其の國政を専らにすること久しく矣，人心(契丹国人の心)は之に附く。今其の心を失えば，必ず來たらず矣。」

己酉(45)，可突干は邵固を弑し，其の國人を帥い並びに奚の衆を脅し叛きて突厥に降り，奚王の李魯蘇及び其の妻の韋氏、邵固の妻の陳氏は皆な來奔す(韋氏陳氏は皆な中国が公主と為して嫁す、十四年にあり)。幽州長史の趙含章に制して之を討たしめ，又た命中書舍人の裴寬、給事中の薛侃等に命じ關内、河東、河南、北に於いて道を分けて勇士を募る。六月，丙子(12)，單于大都護の忠王の浚を以て河北道行軍元帥を領せしめ，御史大夫の李朝隱、京兆尹の裴胄先を以て之が副とし，十八總管を帥いて以て奚、契丹を討たしむ。浚に命じて百官と光順門に於いて相い見しむ。張説は退き，學士(集賢書院學士)の孫逖、韋述に謂つて曰く、

「吾は嘗て太宗の畫像を觀るに，雅に忠王に類す，此れ社稷之福也。」

可突干は平盧(開元の初めに平盧軍を當州に置く)を寇し，先鋒使の張掖の烏承玘は之を捺祿山に破る。

■壬午(18)，洛水は溢れ，東都の千餘家を溺す。

■秋，九月，丁巳(53)，忠王の浚を以て河東道元帥を兼ねしめ，然るに竟に行かず。

■吐蕃[吐蕃との和親]吐蕃の兵は數々敗れ而して懼れ，乃ち和親を求める。忠王の友(唐の諸王の友は従五品上、陪侍規諷を掌る)の皇甫惟明は事を奏するに因り從容として和親之利を言う。上は曰く、

「贊普は嘗て吾に書を遺りて悖慢なり(吐蕃が敵國の禮を用いる 211 卷二年にあり)，此れ何ぞ捨す可けんや！」

對えて曰く、

「贊普は開元之初めに當り，年尚ほ幼稚なり(武後の長安三年に贊普立て方に七歳、開元之初めに至り、猶ほ是れ幼年なり)，安んぞ能く此の書を為らんや！殆んど邊將が詐りて之を為り，以て陛下を激怒せんと欲する耳。夫れ邊

境に事有れば、則ち將吏は以て因縁して官物を盜匿し、妄りに功狀を述べ以て勳爵を取るを得る。此れ皆な奸臣之利にして、國家之福に非ざる也。兵連なりて解かず、日に千金を費し(孫子曰く、師を興すこと十萬、日に千金を費やすと)、河西、隴右は茲に由りて困敝す。陛下は誠に一使に命じて往きて**公主**(金城公主)を視しめ、因りて**贊普**と面のあたりに相い約結すべし。之をして稽顙して臣と稱せ使め、永く邊患を息めれば、豈に夷狄を御する之(12-187p)長策に非ざる乎！」

上は悦び、**惟明**に命じて内侍の**張元方**と吐蕃に使いせしむ。**贊普**は大いに喜び、悉く貞觀以來の得る所の敕書を出して以て**惟明**に示す。冬、十月、其の大臣の**論名悉獵**を遣わして**惟明**に隨いて入貢せしめ、表して稱す、

「甥は世々**公主**に尚し、義として一家に同じ。中間**張玄表**(武后の時に安西都護と為り、吐蕃と互いに相い侵掠す)等は先ず兵を興して寇鈔し、遂に二境をして交々悪しから使む。甥は深く尊卑を識る、安んぞ敢えて禮を失わんや！正に邊將交構するが為に、罪を舅に獲るを致す。屢々使者を遣わして入朝せしめれども、皆な邊將の遏める所と為る。今遠く使臣を降し、來たりて**公主**を視しむるを蒙る、甥は喜荷に勝えず。倘し復た舊好を修め使めば、死すとも恨む所無し！」

是より吐蕃は復た款附す。

■庚寅(26)、上は鳳泉湯(岐州郿鳳泉府にあり、現・陝西省宝鸡市眉縣)に幸す。癸卯(39)、京師に還る。

■**休密**[**護密王を保留**]甲寅(50)、護密王の**羅真檀**は入朝し、宿衛に留める。(護密は大唐西域記では達磨悉鐵帝と曰く、或いは鑊品と曰う。北魏の所謂鉢和という者。亦た吐火羅の故地なり。東北に京師に至るまで九千里弱、北のかた烏澹河に臨み、四鎮より吐火羅に入るの道に當る。休密。唐の中宗の治世の神龍元年705年には、この地域に鳥飛州都督府が設置。現・アフガニスタンのワハーン地域)

■十一月、丁卯(3)、上は驪山温泉に幸す。丁丑(13)、宮に還る。

■是の歲、天下に死罪を奏すること止だ二十四人。

■**突騎施** **突厥**[**突騎施と突厥の二使争う**]突騎施は遣使して入貢し、上は之を丹鳳樓(丹鳳門の樓。東内大明宮の正門を丹鳳門と曰う)に宴し、突厥の使者は焉に預る。二使は長を争い、突厥は曰く、

「突騎施は小國なり、本は突厥之臣なり、我が上に居る可からず。」

突騎施は曰く、

「今日之宴は、我が為に設ける也、我は以て其の下に居る可からず。」

上は乃ち命じて東、西の幕を設け、突厥は東に在り、突騎施は西に在り。

[高力士は王毛仲を誣告し、失脚さす]

■**[王毛仲の驕恣]**開府儀同三司、内外閒廄監牧の都使(内外十二閑、八坊、四十八監、及び沙苑等の監及び諸牧は皆な之に属す。故に都使と曰う)の霍國公の**王毛仲**は寵を恃み、驕恣は日々甚だし、上は毎に之を優容す。**毛仲**は左領軍大將軍の**葛福順**、左監門將軍の**唐地文**、左武衛將軍の**李守德**、右威衛將軍の**王景耀**、**高廣濟**と親善し、**福順**等は其の勢いに倚り、多く不法を為す。**毛仲**は兵部尚書を求めるも得ず、怏怏として辭色に形わり、上は是に由りて悦ばず。

■**[王毛仲は宦官を見下す]**是の時、上は頗る宦官を寵任して、往往三品將軍(楊思勳、高力士)と為り、門に柴棧(爰なり。亦た油を以て之を韜み、亦た油載と曰う)を施す。使いを奉じて諸州を過ぎれば、官吏は之を奉じて惟だ及ばざるを恐れ、得る所の賂遺は、少き者は千緡を減ぜず。是に由り京城の**第捨**(続は欠如)、郊畿の田園

は、參半(1/3から半分)は皆な宦官なり矣。楊思勳、高力士は尤も貴幸なり、思勳(嶺南を征す、功あり)は屢々兵を將いて征討し、力士は常に中に居りて侍衛す。而るに毛仲は宦官の貴近なる者を視ること人無きが若し。甚(其の誤り)だ卑品なる者、小しく意に忤えば、輒ち冒辱すること僮僕の如し。力士等は皆な其の寵を害とし而るに未だ敢えて言わず。

■[高力士は王毛仲を誣告]會々毛仲の妻は子を産み、三日、上は力士に命じて之に酒饌、金帛を賜ること甚だ厚く、且つ其の兒に五品の官を授ける。力士は還り、上は問う、

「毛仲は喜ぶ乎？」

對えて曰く、(12-188p)

「毛仲は其の襁中の兒を抱き臣に示して曰く、『此の兒は豈に三品を作るに堪えざらん邪！』」

上は大いに怒りて曰く、

「昔韋氏を誅す(209 卷睿宗景雲元年にあり)、此の賊は心に兩端を持つ、朕は之を言うを欲せず。今日乃ち敢えて赤子を以て我を怨むや！」

力士は因りて言う、

「北門の奴(王毛仲・李守徳は皆帝の奴なり。又た葛福順など皆萬騎に出ず。中宗は戸奴を以て萬騎に補す、故に然い)は、官太だ盛んなり、相い與に一心す、早く之を除かざれば、必ず大患を生じん！」

上は其の黨が驚き懼れて變を為すを恐れる。

玄宗至道大聖大明孝皇帝中之上開元十九年(辛未, 731年)

■[枉毛仲に死を賜る]春, 正月, 壬戌(58), 制を下し、但だ毛仲が不忠にして怨望するを述べて、瀼州(臨漳郡、廣西省南寧道上思県の南、現・防城港市上思県)別駕に貶し、福順、地文、守徳、景耀、廣濟は皆な遠州の別駕に貶し、毛仲の四子は皆な遠州の參軍に貶し、連坐する者は數十人。毛仲は行きて永州に至り、追いて死を賜る。

■[帝は高力士を親任]是より宦官の勢いは益々盛んなり。高力士は尤も上の寵信する所と為り、嘗て曰く、

「力士は上直すれば、吾は寝ねること則ち安し。」

故に力士は多く禁中に留まり、稀に外第に至る。四方は表奏するに、皆な先ず力士に呈し、然る後に奏御す。事の小さき者は力士は之を即決し、勢いは内外を傾ける。金吾大將軍の程伯獻、少府監の馮紹正は力士と約して兄弟と為る。力士の母の麥氏は卒し、伯獻等は發(髮)を被り吊を受け、擗躄(胸を撫して踊る)哭泣すること、己の親に過ぎる。力士は瀛州の呂玄晤の女を娶りて妻と為し、玄晤を擢んで少卿と為し、子弟は皆な王傳(唐の諸王傳は從三品、輔相贊導し其の過失を匡を掌る)たり。呂氏は卒し、朝野は争いて祭を致し、第より墓に至り、車馬は絶えず。然るに力士は小心恭恪なり、故に上は終に之を親任す。

■吐蕃[吐蕃に書を与える]辛未(7), 鴻臚卿の崔琳を遣わし吐蕃に使いせしむ。琳は、神慶(武後の時に進用せられる)之子也。吐蕃の使者は稱す、

「公主は《毛詩》、《春秋》、《禮記》を求める。」

と、正字の於休烈は上疏して、以為く、

「東平王は漢之懿親にして、《史記》、《諸子》を求めるも、漢は猶ほ與えず。況んや吐蕃は、國之寇仇な

るをや、今之に資するに書を以てすれば、用兵の權略を知ら使めば、愈々變詐を生ぜん、中國之利に非ざる也。」(漢の成帝の弟の東平王の宇は来朝し、上表して上疏して、諸子及び太史公書を求める。上は以て代將軍王鳳に問う。鳳は曰く、諸子の書は或いは経術に反し、成人を非り、或いは鬼神を明かにし、物怪を信ず。太史公書は戦国の縦横權論の謀、漢は興るの初めの謀臣の奇策、天官の災異、地形の厄塞有り。皆な宜しく諸侯王に在る可からず。與える可からずと。遂に與えず)

事は中書門下に下して之を議す。裴光庭等は奏す、

「吐蕃は聾味頑嚚にして、久しく叛きて新たに服す、其の請う有るに因り、賜わるに《詩》、《書》を以てすれば、庶わくは之をして漸く聲教に陶せ使め、化は無外に流れん。休烈は徒に書に權略變詐之語有るを知り、忠、信、禮、義は、皆な書より出づるを知らざる也。」

上は曰く、

「善し！」

遂に之を與える。休烈は、志寧(太宗・高宗に事え、罪を武后に得たり)之玄孫也。

■丙子(12)，上は躬ら興慶宮の側に耕し，三百歩を盡す。(12-189p)

■**突厥**三月，突厥の左賢王の**闕特勒**(默啜の子を殺し、毘伽可汗を立て、威は其の国に行われるを得たり。故に書を賜いて之を弔う)は卒し，書を賜りて之を吊す。

■**[唐の十哲配饗]**丙申(32)，初め兩京諸州に令して各々**太公**の廟を置き，**張良**を以て配饗せしめ，古の名將を選びて，以て十哲(司馬穰苴・孫武・吳起・樂毅・白起・韓信・張良・諸葛亮・李靖・李勣)を備える。二、八月の上戊を以て祭りを致し，**孔子**の禮の如くす。

■**[文武兩道]**臣光曰く、天地を經緯する、之を文と謂い、禍亂を戡定する、之を武と謂う。古より斯の二者を兼ねず而も聖人と稱するは、未だ之れ有らざる也。故に**黃帝**、**堯**、**舜**、**禹**、**湯**、**文**、**武**、**伊尹**、**周公**の征伐之功有らざるは莫し，**孔子**は試さざると雖も、猶ほ能く萊夷を兵し、費人を卻け、曰く、「吾戦えば則ち克つ」、豈に**孔子**は文を専らにし而して**太公**は武を専らにせん乎？**孔子**の學に祀られる所以の者は、禮に先聖先師有るが故也。生民より以來、未だ**孔子**の如き者有らず、豈に**太公**は之と抗衡するを得ん哉！古者發する有れば、則ち大司徒に命じて士に教えるに車甲を以てし、股肱を羸し(衣を擻し其の臂脛を出して、之をして射御をして勝負を決せしめ、勇力を見るをいう)、射御を決し、成を受け馘を獻ずること(詩に曰く、矯矯たる虎臣、汙に在り馘を獻ず。淑問、臯陶の如く、汙に在り囚を獻ずと。成を受けるとは獄辭の成るを受けるを謂う)、學に在らざる莫し。然る所以の者は、其の禮義を先にし而して勇力を後にせんことを欲する也。君子は勇有り而して義無く亂を為し(論語陽貨篇の孔子の言)、小人は勇有り而して義無ければ盜を為す。若し専ら之を訓えるに勇力を以てし而して之をして禮義を知ら使めずんば、奚ぞ為さざる所あらん矣！孫、吳より以降、皆な勇力を以(為×)て相い勝ち、狙詐相い高ぶり、豈に以て聖賢之門に數え而して之を武と謂うに足らん哉！乃ち復た誣引し以て十哲之目に偶わせ、後世の學者之師と為す。**太公**をして神有ら使めば、必ず之と同じく食するを羞じん矣！

■五月，壬戌(58)，初めて五嶽の真君祠を立つ。(程大昌演繁露に曰く、開元十九年に司馬承禎言う、今五嶽の神祠は是れ山林の神にして、正眞の神に非ざるなりと。勅して各々神君祠一所を置くと)

■**突厥****[突厥と互市交易]**秋，九月，辛未(7)，吐蕃は其の**相論尚它碑**を遣わして入見せしめ，**赤嶺**(石堡城の西二十里)に於いて互市を為さんと請う。之を許す。(12-190p)

■冬，十月，丙申(32)，上は東都に幸す。

■[嵩州都督の張審素の処分]或は告ぐ、

「嵩州都督の解(河中府の県、山西省河東道解州治、現・運城市塩湖区南西部)人の張審素は贓汚す」と、制して監察御史の楊汪を遣わして之を按ぜしむ。總管の董元禮は兵七百を將いて汪を圍み、告げる者を殺し、汪に謂って曰く、

「善く審素を奏すれば則ち生きん、然らざれば則ち死せん。」

會々救兵は至り、撃ちて之を斬る。汪は奏す、

「審素は反を謀る」

と、十二月、癸未(19)、審素は斬に坐して、其の家を籍没せられる。

■苑中の洛水を浚い、六旬に而して罷む。

玄宗至道大聖大明孝皇帝中之上開元二十年(壬申、732年)

■[信安王の禕の奚、契丹討伐軍]春、正月、乙卯(15)、朔方節度副大使の信安王の禕を以て河東、河北行軍副大總管と為し、兵を將いて奚、契丹を撃たしむ。壬申(8)、戸部侍郎の裴耀卿を以て副總管と為す。

■二月、癸酉(9)朔、日之を食する有り。

■[安金藏は忠烈]上は右驍衛將軍の安金藏(205 卷武后長壽二年にあり)が忠烈と思ひ、三月、爵の代國公を賜ひ、仍は東、西嶽に於いて碑を立て、以て其の功を銘す。金藏は竟に壽を以て終わる。

■[契丹][奚、契丹を撃破]信安王の禕は裴耀卿及び幽州節度使の趙含章を帥いて分道して奚、契丹を撃ち、含章は虜と遇ひ、虜は風を望みて遁げ去る。平盧先鋒將の烏承玼(烏承禕×)は含章に言ひて曰く、「二虜は、劇賊也。前日は遁げ去るは、我を畏れるに非ず、乃ち我を誘う也、宜しく兵を按じて以て其の變を觀るべし。」

含章は従わず、虜と白山(後漢の時に烏桓の居所。五阮關外大荒の中に在り)に戦ひ、果たして大敗す。承玼は兵を引いて其の右に出で、虜を撃ち、之を破る。己巳(5)、禕等は大いに奚、契丹を破り、俘斬は甚だ衆く、可突干は麾下を帥いて遠く遁れ、餘黨は山谷に潜竄す。奚酉の李詩・瑣高は五千餘帳を帥いて來降す。禕は兵を引いて還る。李詩に爵の歸義王を賜ひ、歸義州(高宗の總章中に新羅の降戸を以て歸義州を良郷県廣陽城に置く。後に廢す。今復た置き、以て李詩の部落を置く)都督に充て、其の部落を徒して幽州境内に置く。

■夏、四月、乙亥(11)、百官を上陽の東洲(上陽宮は前に洛水に臨む。洛水を引き中州を宮の東に為る)に宴し、醉者は賜るに衾褥を以てし、肩輿を以て歸り、路に相ひ屬く。

■[突厥][突厥の扱ひ]六月、丁丑(13)、信安王の禕に開府儀同三司を加える。上は裴耀卿に命じて絹二十萬匹を繼し功を立てる奚官に分賜し、耀卿は其の徒に謂ひて曰く、

「戎狄は貪婪なり、今重貨を繼し深く其の境に入り、備えざる可からず。」

乃ち命じて期に先だち而して往かしめ、分道して並び進み、一日、之を給し俱に畢る。突厥の室韋は果たして兵を發して隘道に邀え、之を掠めんと欲し、至る比ひ、耀卿は已に還る。

■趙含章は贓の巨萬に坐し、朝堂に於いて杖し、灤州に流され、道に死す。

■秋、七月、蕭嵩は奏す、

「后土を祠る(前卷11年にあり)より以來、屢々豐年を獲たり、宜しく京(西京)に還るに因りて(12-191p)賽祠。」上は之に従う。

■裴光庭、蕭嵩に敕して分けて左、右廂兵を押せしむ。(南牙の左右廂兵を押領する)

■八月，辛未(7)朔，日之を食する有り。

■**[開元禮]**初め，上は張説に命じて諸學士と五禮を刊定せしむ。説は薨じ，蕭嵩は是を繼ぐ。起居舍人の王仲丘は請う、

「《明慶(即ち顯慶なり、中宗の諱を避け、改めてと曰う)の禮》に依り、祈谷、大雩、明堂に、皆な昊天上帝を祀らん。」

嵩は又た請う、

「上元の敕に依り、父在れば母の為に齊衰三年せん。」

皆な之に従う。高祖を以て園丘、方丘に配し，太宗を雩祀及び神州地祇に配し，睿宗を明堂に配す。九月，乙巳(31)，新禮は成り，之を上り，號して《開元禮》と曰う。

■**[渤海][勃海靺鞨の王武藝の侵入]**勃海靺鞨の王の武藝(大武藝)は其の將の張文休を遣わして海賊を帥いて登州を寇さしめ，刺史の韋俊を殺し，上は右領軍將軍の葛福順(去年春に葛福順は方に王毛仲に党附するを以て貶せられる。今則ちなお宿衛たり。蓋し毛仲既に誅せられ、福順などは復た叙用せられるなり。開元九年に王峻を梓州に貶し、已にして復た尚書と爲し、復た辺に居り事に任ずるも亦た此れに類す)に命じて兵を發して之を討たしむ。

■**[河西節度使牛仙客]**壬子(48)，河西節度使の牛仙客に六階を加える。初め，蕭嵩は河西に在り，軍政を仙客に委ねる。仙客は廉勤にして，其の職に善し。嵩は屢々之を薦し，竟に嵩に代わりて節度使と爲る。

■冬，十月，壬午(18)，上は東都を發す。辛卯(27)，潞州に幸す。辛丑(37)，北都に至る。十一月，庚申(56)，后土を汾陰に祀り，天下に赦す。十二月，辛未(7)，西京に還る。

■是の歲，幽州節度使を以て河北採訪處置使を兼ね衛、相、洛、貝、冀、魏、深、趙、恆、定、邢、德(漢の安德廣川平昌の地、旧平原郡を置く。時に德州を置く。山東省東臨道徳県、現・徳州市徳城区)、博、棣、營、鄭の十六州及び安東都護府(時に平州に治す)を増領せしむ。

■天下の戸は七百八十六萬一千二百三十六，口は四千五百四十三萬一千二百六十五。

玄宗至道大聖大明孝皇帝中之上開元二十一年（癸酉，733年）

■春，正月，乙巳(41)，肅明皇后を太廟に耐し(留まりて儀坤に祀られること211卷四年にあり)，儀坤廟を毀つ。

■丁巳(53)，上は驪山温泉に幸す。

■**[渤海][武藝は大門藝を殺さんとす]**上は大門藝を遣わして幽州に詣りて兵を發し，以て勃海王の武藝を討たしむ。庚申(56)，太僕員外卿の金思蘭(新羅王の侍子、京師に留まる)に命じて新羅に使いし，兵を發して其の南鄙を撃たしむ。會々大雪ふること丈餘，山路は阻隘にして，士卒の死者は過半なり，功無く而して還る。武藝は門藝を怨みて已まず，密に客を遣わして門藝を天津橋の南に刺さしむ，死なず。上は河南(府)に命じて賊黨を搜捕せしめ，盡く之を殺す。

■**[吐蕃][赤嶺に碑を立てる]**二月，丁酉(33)，金城公主は碑を赤嶺に立て以て唐と吐蕃之境を分けんと請う。之を許す。

■**[裴光庭は薨ず]**三月，乙巳(41)，侍中の裴光庭は薨ず。太常博士の孫琬は議す、

「光庭は用いること資格に循い，勸獎之道を失う(12-192p)，請う諡して克と曰わん。」

其の子の積は之を訟え，上は諡の忠獻を賜る。

■**[王丘は韓休に譲る]**上は蕭嵩に以て光庭に代わる可き者を問う。嵩は右散騎常侍の王丘と善し，將に之を薦めんとす。丘は之を聞き，固く右丞の韓休に譲る。嵩は休を上にする。 (胡三省曰く、蕭嵩は既に能く王丘

の言を用いて韓休を薦む。能く之を和衷せしめれば、則ち丘の善は乃ち嵩の善なり甲寅(50)、休を以て黄門侍郎、同平章事と為す。

■[韓休の仕事ぶり]休の人と為りは峭直なり、榮利を干めず。相と為るに及び、甚だ時望に允う。始め、嵩は休が恬和なるを以て、其の制し易きを謂い、故に之を引く。與に事を共にするに及び、休は正を守りて阿ねらず、嵩は漸く之を惡む。宋璟は歎じて曰く、

「意わざりき韓休は乃ち能く是の如くならんとす！」

上は或は宮中に宴樂し及び後苑に遊獵し、小しく過差有れば、輒ち左右に謂って曰く、

「韓休は知るや否や？」

言い終わり、諫疏已に至る。上は嘗て鏡に臨み默然として樂しまず、左右は曰く、

「韓休は相と為り、陛下は殊だ舊よりも瘦せる、何ぞ之を逐わざりき！」

上は歎じて曰く、

「吾が貌が瘦せると雖も、天下は必ず肥えん。蕭嵩は事を奏するに常に指に順じ、既に退き、吾は寝ねること安からず。韓休は常に力爭す、既に退き、吾は寝ねること乃ち安し。吾が韓休を用いるは、社稷の為なる耳、身の為に非ざる也。」

■[供奉侏儒の杖殺]供奉侏儒有り名は黄[扁瓜]、性は警黠(敏慧)なり。上は常に之に憑りて以て行き、之を「肉幾」と謂う、寵賜は甚だ厚し。一日晩く入り、上は之を怪しむ。對えて曰く、

「臣は向に宮に入り、道に捕盜官に逢い臣と道を争う、臣は之を掀し馬より墜つ、故に晩し。」

因りて階を下り叩頭す。上は曰く、

「但だ外をして章奏無から使めば、汝も亦た憂い無からん。」

頃有りて、京兆は其の狀を奏す。上は即ち叱して出で使め、有司に付して之を杖殺せしむ。

■[契丹][郭英傑は契丹に戦死]閏月、癸酉(9)、幽州道副總管の郭英傑は契丹と都山に戦い、敗死す。時に節度使の薛楚玉は英傑を遣わして精騎一萬及び降奚を將いて契丹を撃たしめ、榆關(榆は渝に作るべし。渝關は營平の間に在り。古の所謂臨渝の關、山海関、現・秦皇島市海港区海陽鎮)之外に屯す。可突干は突厥之衆を引きて來たりて合戦し、奚は兩端を持ち、散じ走りて險を保す。唐兵に利あらず、英傑は戦死す。餘衆六千餘人は猶ほ力戦して已まず、虜は英傑の首を以て之に示し、竟に降らず、盡く虜の殺す所と為る。楚玉は、訥之弟也。

■[人材登用拡大]夏、六月、癸亥(59)、制す、

「今より選人に才業操行有れば、吏部に委ねて臨時に擢用せしむ。流外の奏用は復た引きて門下を過ぎず。」

此の制有りと雖も、而して有司は資格に循うこと己に便なるを以て、猶ほ踵ぎて之を行う。是の時、官は三師(唐の制、太師・太傅・太保)より以下一萬七千六百八十六員、吏は佐史より以上五萬七千四百一十六員、而して入仕之塗は甚だ多く、勝げて紀す可からず。

■秋、七月、乙丑(1)朔、日之を食する有り。

■九月、壬午(18)、皇子の沔を立てて信王と為し、泚を義王と為し、濯を陳王と為し、澄を豐王と為し、(12-193p)漣を恆王と為し、澧を梁王と為し、滔を汴王と為す。

■[關中への漕運]關中は久しく雨ふり穀は貴く、上は將に東都に幸せんとし、京兆尹の裴耀卿を召して之を謀り、對えて曰く、

「關中は帝業の興こる所、當に百代不易なり。但だ地狭く穀少きを以て、故に乗輿は時に東都に幸し以て

之を寛くす。臣は聞く貞觀、永徽之際は、祿廩は多からず、歳ごとに關東の一二十萬石を漕し、以て周贍するに足り、乘輿は以て安居するを得る。今用度は浸く廣く、運は前に數倍するも、猶ほ給する能わず、故に**陛下**をして數々寒暑を冒し以て西人を恤れま使む。今若し司農の租米をして悉く東都に輸ら使め、都より轉漕すれば、稍關中を實せん、苟くも關中は數年之儲え有れば、則ち水旱を憂えず矣。且つ吳人は河漕に習わず、所在は停留し、日月は既に久しく、遂に隱盜を生ず。臣は請う河口(汴水の河に達するの口、河口倉は之を武牢倉という)に於いて倉を置き、吳船をして彼に至りて即ち米を輸し而して去ら使め、官は自ら雇載し分けて河、洛に入る。又た三門の東西(河水、底柱に至りて分けて三派と為り、流れて其の間を出ず。故に亦た之を三門と謂う。時に三門の東に於いて集津倉を置き、西に鹽倉を置く)に於いて各々一倉を置き、至る者は貯納し、水險なれば則ち止まり、水通じれば則ち下り、或は山路を開き(時に三門の旁側に於いて山路を鑿ること十八里、以て陸運し、以て底柱の險を避ける)、車運し而して過ぎれば、則ち復た留滯無く、費を省くこと巨萬ならん矣。河、渭之濱には、皆な漢、隋の舊倉有り、之を葺すること難きに非ざる也。」

上は深く其の言を然りとす。

■冬，十月，庚戌(46)，上は驪山溫泉に幸す。己未(55)，宮に還る。

■戊子(24)，左丞相の**宋璟**は致仕し，東都に歸る。

■**[韓休と蕭嵩の対立]**韓休は數々蕭嵩と上の前に於いて爭論し，面のあたりに嵩の短を折り，上は頗る悦ばず。嵩は因りて骸骨を乞い，上は曰く、

「朕は未だ卿を厭かず，卿は何為れぞ遽に去るや！」

對えて曰く、

「臣は厚恩を蒙り，罪を宰相に待ち，富貴は已に極まり，陛下が未だ臣を厭かざるに及ぶ，故に臣は從容として引き去るを得る。若し(君×)已に臣を厭けば，臣の首領すら且つ保せず，安んぞ能く自ら遂げん！」

因りて泣下る。上は之が為に容を動かして，曰く、

「卿はく且く歸るべし，朕は徐ろに之を思わん。」

丁巳(53)，嵩は罷めて左丞相と為り，休は罷めて工部尚書と為る。京兆尹の**裴耀卿**を以て黃門侍郎と為し，前中書侍郎の**張九齡**は時に母の喪に居り，起して中書侍郎に復し，並びに同平章事とす。

■**[天下十六道]**是の歳，天下を分けて京畿、都畿(東都に治す)、關内(採訪は京官を以て之を領す)、河南(汴州に治す)、河東(蒲州に治す)、河北(魏州に治す)、隴右(鄜州に治す)、山南東道(襄州に治す)、山南西道(梁州に治す)、劍南(益州に治す)、淮南(揚州に治す)、江南東道(蘇州に治す)、江南西道(四道×、洪州に治す)、黔中(黔州に治す)、嶺南(廣州に治す)、凡そ十五道と為し，各々採訪使(西京城内に治す)を置き，六條を以て非法を檢察せしむ。兩畿は中丞を以て之を領せしめ，餘は皆な賢刺史を擇びて之を領せしむ。官に遷免有るに非ざれば，則ち廢更する無から使む。惟だ舊章を變革するは，乃ち報可を須つ。自餘は便宜事に從うを聽し，(12-194p)先ず行い後に聞せしむ。

■**[楊崇禮の致仕]**太府卿の**楊崇禮**は，**政道**(隋の楊帝の孫)之子也，太府に在ること二十餘年，前後太府と為る者は能く及ぶ莫し。時に承平日久しく，財貨は山積す，嘗て楊卿を經る者は，精美ならざるは無し。毎歳句駁省便(句は其の出入り或いは多く或いは少なきを句考える。駁は文籍を按じ、並縁欺弊する有れば、則ち之を駁異す。省は其の冗濫の費を節す。便は買遷各々其の便に隨い以て贏を取るなり)し，錢數百萬緡を出だす。是の歳，戶部尚書を以て致仕す，年は九十餘矣。上は宰相に問う、

「崇禮の諸子，誰か能く其の父に繼ぐ者をや？」

對えて曰く、

「崇禮の三子、慎餘、慎矜、慎名は、皆な廉勤にして才有り、而して慎矜を優と為す。」
上は乃ち慎矜を擢んで汝陽令より監察御史と為り、太府の出納に知たらしめ、慎名は監察御史を攝し、
含嘉倉(東都にあり)の出給に知たらしむ、亦た皆な職に稱う。上は甚だ之を悦ぶ。慎矜は奏す、
「諸州の輸する所の布帛は瀆汚穿破する者有り、皆な本州に下し折估錢を征し、轉じて輕貨を市わん」
と、徴調は始めて繁し矣。

令和7年11月9日 翻訳開始 11228 文字

令和7年11月26日 翻訳終了 23322 文字